

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年静岡県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中

「

	性別	男・女

」を「

」に、

「被保険者証」を「加入医療保険」に改める。

様式第6号中

「

年	月	日生(歳)	男・女
---	---	--------	-----

」を
「

年	月	日生(歳)
---	---	--------

」に改める。

様式第7号中

「

患者氏名	性別
------	----

」
を
「

患者氏名

」

に改める。

様式第8号中

「

	性別
	男・女

」を「

」に、

「

住 所	
-----	--

を
」

「

住 所	(〒 —)
-----	--------

に、
」

「

住 所	
-----	--

を
」
「

住 所	(〒 —)
-----	--------

」

に、「被保険者証」を「加入医療保険」に改める。

様式第9号中

「

	性別	男・女
--	----	-----

を
」
「

--

に改める。
」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。